

第4次上尾市男女共同参画計画 【素案】

令和7年11月時点

はじめに

市長挨拶

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	3
3 計画の位置付け	9
4 計画の期間	10
5 計画の策定体制	10
第2章 上尾市の現状.....	11
1 数値で見る上尾市の現状	13
2 市民意識調査の結果	18
3 第3次男女共同参画計画の取組と課題	24
4 次期計画へ向けた今後の課題	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念	35
2 計画の体系	36
3 計画の重点項目	38
第4章 施策の展開.....	39
目標1 多様な生き方を選択できる（尊重できる）意識づくり	41
目標2 安心して暮らせる社会づくり	46
目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性活躍の推進 【女性活躍推進計画】	55
目標4 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	61
第5章 計画の推進体制.....	67
1 推進体制	69
2 進行管理	69

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると、平成11（1999）年に施行された男女共同参画社会基本法において定義されています。

本市では、平成13（2001）年に「上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」を策定し、平成19（2007）年3月には「上尾市男女共同参画推進条例」を制定しました。以降、条例に基づく基本計画として計画の改定を行い、令和3（2021）年3月に「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」（以下、「第3次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し取組を進めてきました。

第3次計画が令和7年度末で終了することから、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「第4次上尾市男女共同参画計画」（以下、「第4次計画」という。）を策定しました。

2 計画策定の背景

I 世界の動き

男女共同参画

○ 「国際婦人年」と「国際婦人の十年」の設定

昭和50（1975）年、国連総会において、この年を「国際婦人年」と設定しました。同年、メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択されました。さらに、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年間を「国際婦人の十年」とし、目標達成に向けた世界的な取り組みが始まりました。

○ 「女子差別撤廃条約」の採択

昭和54（1979）年、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。この条約では、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であると定義されています。

○ 「北京宣言」と「北京行動綱領」の採択

平成 7（1995）年、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」において、男女平等に向けての具体的な指針として「北京宣言」、そして平成 12（2000）年までの 5 年間に優先的に取り組むべき貧困・教育と訓練などの 12 の項目に及ぶ戦略目標を定めた「行動綱領」が採択されました。

北京宣言と行動綱領は男女共同参画の国際的な基準となっており、5 年ごとに進捗状況と課題の振り返りを世界全体で行ってきました。北京宣言の採択から 25 年目となる令和 2（2020）年には「第 64 回国連女性の地位委員会」（北京+25）が開催され、北京宣言や行動綱領の重要性が再認識されるとともに、ジェンダー¹平等の達成を阻害する構造的な不平等や差別的慣習等について言及されました。

○ 国連女性機関（UN Women）の設立

平成 22（2010）年、国連総会において「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」の設立が採択されました。ジェンダー平等と女性のエンパワーメント²のための機関であり、世界全体で女性と女児のニーズに応じた変化をさらに加速させることを目的に設立されました。

○ SDGs におけるジェンダー平等

平成 27（2015）年、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられ、そのうちの目標 5 には、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」がうたわれています。

性の多様性

○ 性的指向と性同一性に関する初の国連決議

平成 23（2011）年、人権理事会において性的指向³と性同一性に関するものとしては初の国連決議となる決議を採択し、個人の性的指向や性同一性を理由とする暴力や差別に対する「由々しき懸念」を表明しました。この人権理事会は、国連の政府間機関が性的指向と性同一性に関する問題を正式に討論する初めての場となりました。

¹ ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

² エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

³ 性的指向：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等を指す。

II 近年の国の動き

男女共同参画

○ 第6次男女共同参画基本計画の策定

国では、「男女共同参画基本法」に基づき、令和7（2025）年12月に「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being⁴）の実現、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」といった2つの政策領域と、総合的かつ計画的に取り組むための「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」に基づいて男女共同参画社会の形成の促進を図るとされています。

○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

令和3（2021）年6月に改正されました。基本原則として「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと」等を定めており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとされています。また、国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント⁵、マタニティ・ハラスメント⁶への対応を始めとする環境整備等の施策を強化することが明記されています。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律⁷の一部改正

令和6（2024）年4月に施行されました。改正の主な内容としては、保護命令の対象拡大や子どもへの接近禁止期間の延長などが定められたほか、保護命令違反の刑罰化が加わっています。

○ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立

令和6（2024）年4月に施行されました。生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、様々な困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとしています。困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して自立した暮らしができる社会の実現に寄与することを目的としています。

⁴ well-being：生涯にわたり身体的・精神的・社会的な面で幸せな状態。

⁵ セクシュアル・ハラスメント：性的な嫌がらせの意味。様々な生活の場で、優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動を指す。セクシュアル・ハラスメントは女性だけでなく、男性に対しても成立する人権侵害である。

⁶ マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、異動、減給、降格など不利益な取り扱いをいう。また、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的な嫌がらせ等も含まれる。

⁷ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）：平成13（2001）年10月13日に施行された配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

○ 女性活躍推進法の改正

令和 7（2025）年 6 月に公布され、令和 8（2026）年 4 月以降に順次施行予定となっています。令和 8（2026）年 3 月 31 日までとなっていた法律の有効期限を 10 年間延長することや、従業員数 101 人以上の企業への「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表の義務化、プラチナえるぼしの認定要件への「求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止に係る措置内容の公表」の追加等が定められています。

○ ジェンダー・ギャップ指数の状況

「ジェンダー・ギャップ指数」は、世界経済フォーラムが毎年公表する 4 分野（経済・政治・教育・健康）のデータを基に男女格差を算出する指数で、各国の男女格差を測る指標の 1 つです。令和 7（2025）年の日本の順位は 146 か国中 118 位で、令和 6（2024）年から順位は横這いとなっており、先進国の中では最下位、アジアの近隣諸国から見てもベトナム（74 位）、韓国（101 位）、中国（103 位）よりも低い順位となっています。特に政治分野や経済分野の順位が低く、両分野における男女格差の解消が大きな課題となっています。

性の多様性

○ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立

令和 5（2023）年 6 月に公布・施行されました。多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、本法律において基本理念を定め、国や地方公共団体の役割や必要事項を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティ⁸の多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

⁸ ジェンダーアイデンティティ：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

Ⅲ 近年の埼玉県の動き

男女共同参画

○ 「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定

令和4（2022）年3月に策定されました。男女共同参画社会の実現に向けて、「あらゆる分野で男女の人権を尊重する」、「男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる」、「男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く」、「SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する」といった4つの基本的な視点を踏まえて、取組を進めるとしています。

○ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」の策定

令和4（2022）年3月に策定されました。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、県のDV⁹に関する施策の総合的な計画となっており、DV防止法の改正や新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなったDVの問題を受けて、より一層のDV対策を推進するとしています。

○ 「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定

令和6（2024）年3月に策定されました。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、埼玉県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画となっています。「困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現」を目標とし、「困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援」と「困難な問題を抱える女性への支援体制の充実」の2つの基本目標を掲げ、女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を展開するとしています。

性の多様性

○ 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」の制定

令和4（2022）年7月に施行されました。性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることで、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としています。

⁹ DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。

IV 近年の上尾市の取り組み

男女共同参画

○ 上尾市困難女性支援ネットワークの設立

令和6（2024）年7月26日に埼玉県で初めて設置・発足されました。女性を取り巻く課題の複雑化、多様化、複合化により新たな女性支援の強化が必要なことから、民間団体と協働で困難女性を地域全体で支援する、市民参加型の「上尾市困難女性支援ネットワーク」を構築しています。

性の多様性

○ 「パートナーシップ宣誓制度¹⁰」の導入

令和3（2021）年3月より「パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。一人一人が人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指すことを目的としています。

また、令和6（2024）年4月からは、パートナーシップにある両名だけでなく、その子や親などの親族を「家族」として尊重する「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」に改正され、運用が開始されました。

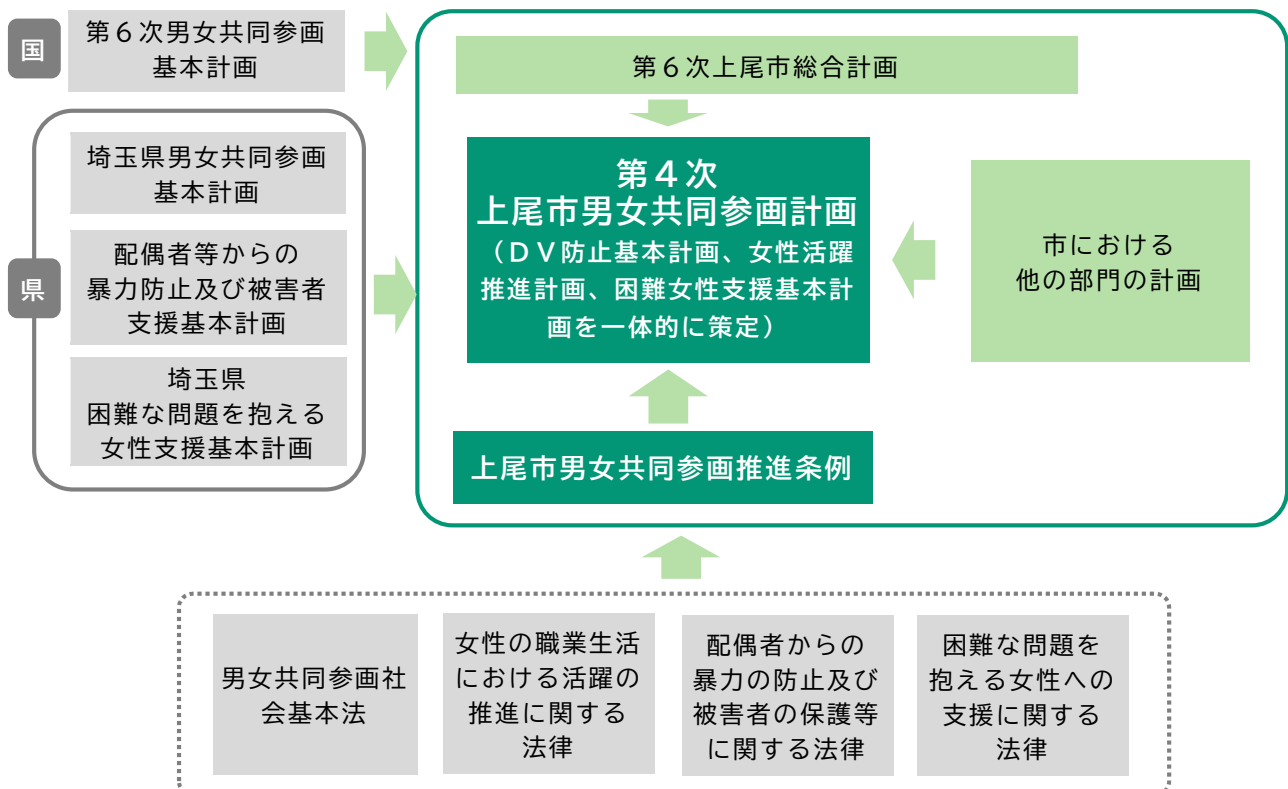
○ 他自治体の制度との連携

令和6（2024）年4月より埼玉県内の62自治体と「自治体間連携協定」を締結しました。さらに令和7（2025）年6月より「都市間連携ネットワーク」を締結し、連携している自治体間での引っ越し等の際、受理証明書等の返還や引っ越し先での宣誓手続きを不要とすることで手続きの簡略化が進められています。

¹⁰ パートナーシップ宣誓制度：平成27（2015）年に東京の渋谷区、世田谷区が開始し、人権尊重、男女共同参画、多様性の尊重、性的マイノリティへの理解促進等を目的に全国の自治体で導入が広がっている制度。パートナーシップの関係にある二人の宣誓を受け、自治体がパートナーシップ宣誓書受領証を交付するもの。受領証の交付により法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金の控除等）は生じない。

3 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」(以下、「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」として位置付けるものです。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」として位置付けるものです。
- (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定められた「市町村基本計画」として位置付けるものです。
- (5) 第3次計画を踏まえるとともに、「第6次上尾市総合計画」及び他の計画との整合を図り策定するものです。
- (6) 今後の社会経済情勢の変化や市民のニーズに対応していくために、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

		令和 (西暦)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)	10 年度 (2028)	11 年度 (2029)	12 年度 (2030)	
上尾市	男女共同 参画計画	第 3 次上尾市男女共同参画計画						第 4 次上尾市男女共同参画計画					
	第 6 次 上尾市 総合計画	基本構想（10 か年構想）											
		前期基本計画（5 か年計画）						後期基本計画（5 か年計画）					
	埼玉県	埼玉県男女共同参画基本計画						次期計画					
	国	第 5 次男女共同参画基本計画						第 6 次男女共同参画基本計画					

5 計画の策定体制

（1）「上尾市男女共同参画審議会」の開催

学識経験者や公募の市民等で構成された「上尾市男女共同参画審議会」において、計画素案の内容や計画案について審議し、ご意見をいただきました。

（2）「上尾市男女共同参画市民意識調査・実態調査」の実施

本計画の策定にあたり基礎資料とすることを目的に、無作為抽出した市民を対象にアンケート調査を実施しました。

（3）パブリック・コメントの実施

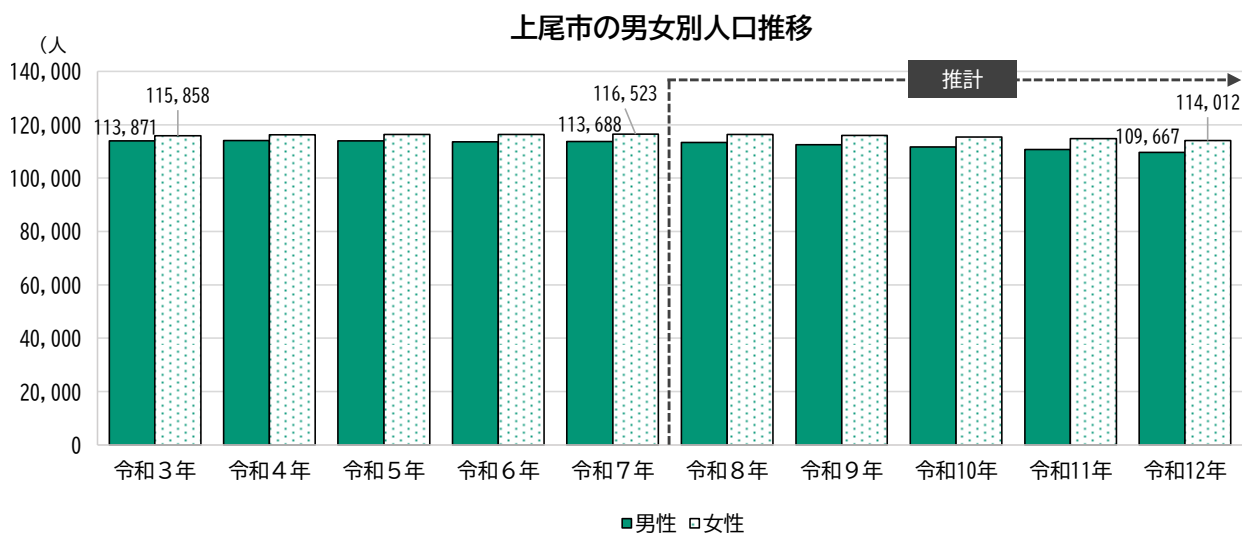
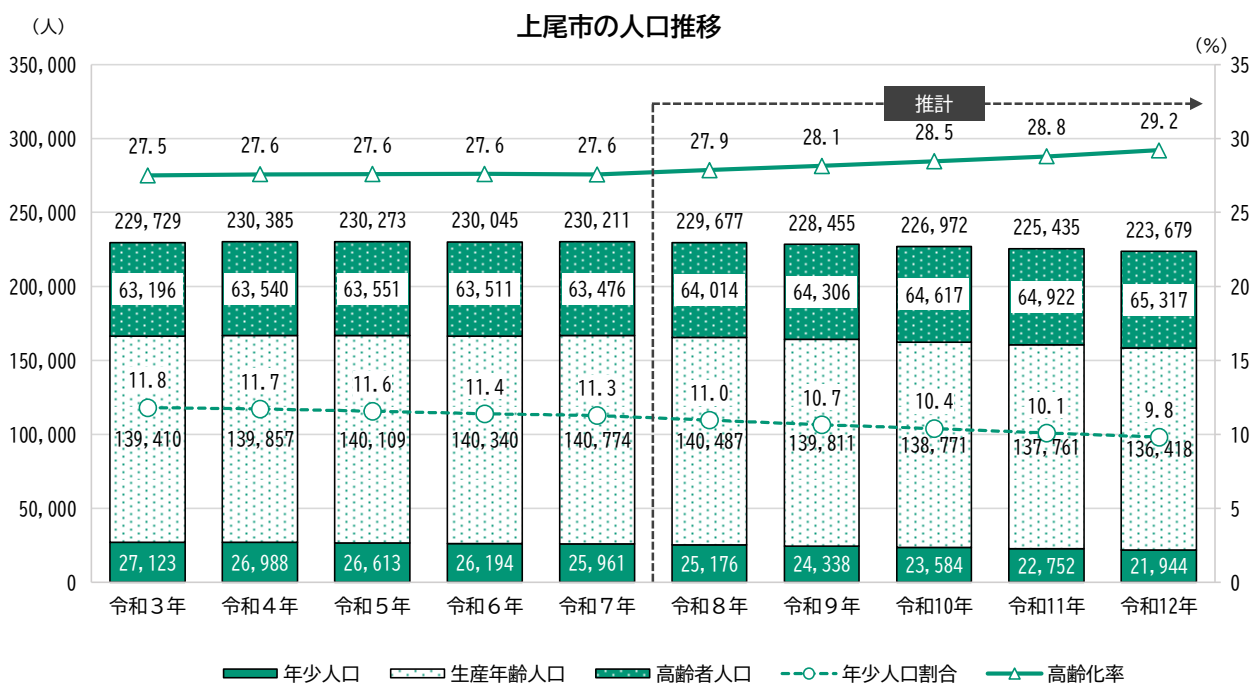
市民の意見を幅広く聴取するために、計画素案に関するパブリックコメント（市民意見公募手続き）を実施しました。

第 2 章

上尾市の現状

1 数値で見る上尾市の現状

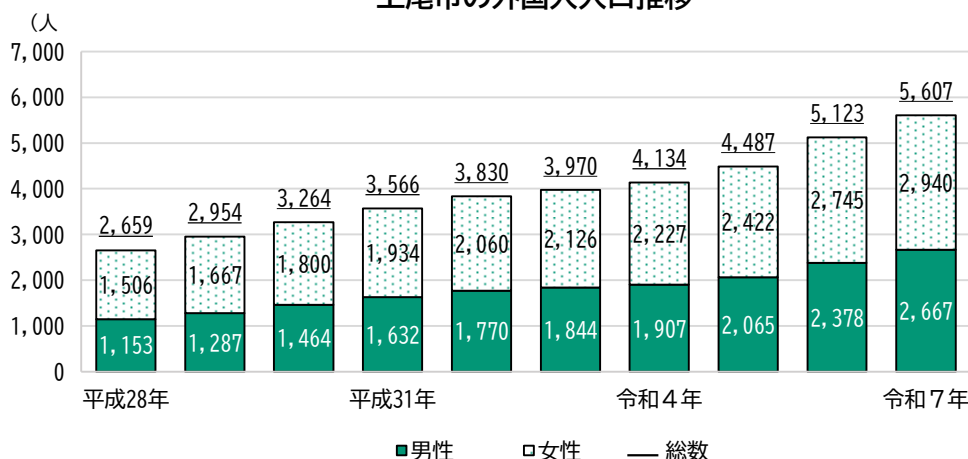
I 人口動態の状況



※推計値はコーホート要因法にて推計（令和7年1月1日推計）

資料：令和7年まで 上尾市（各年4月1日）
令和8年以降 統計あげお

上尾市の外国人人口推移

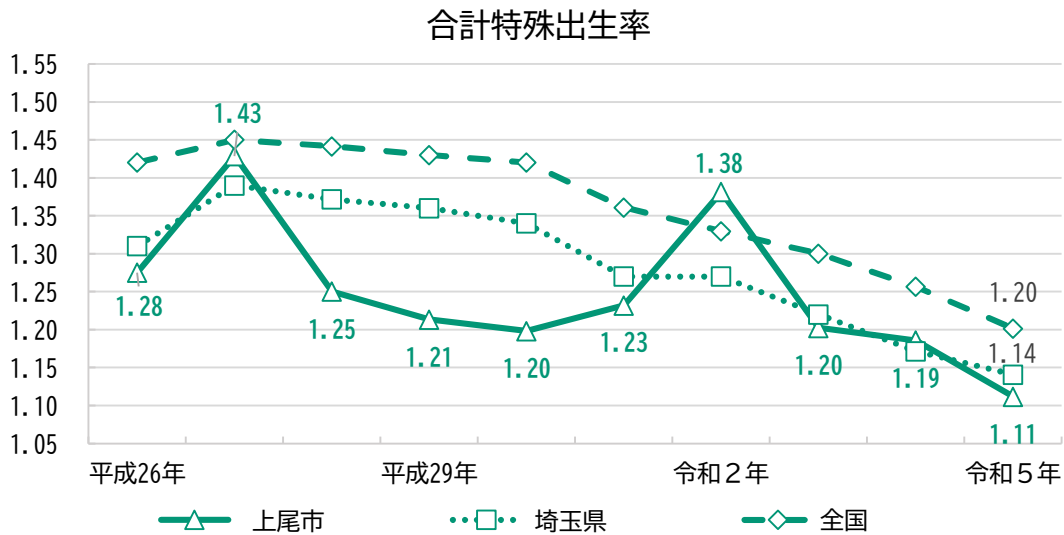


資料：上尾市（各年4月1日）

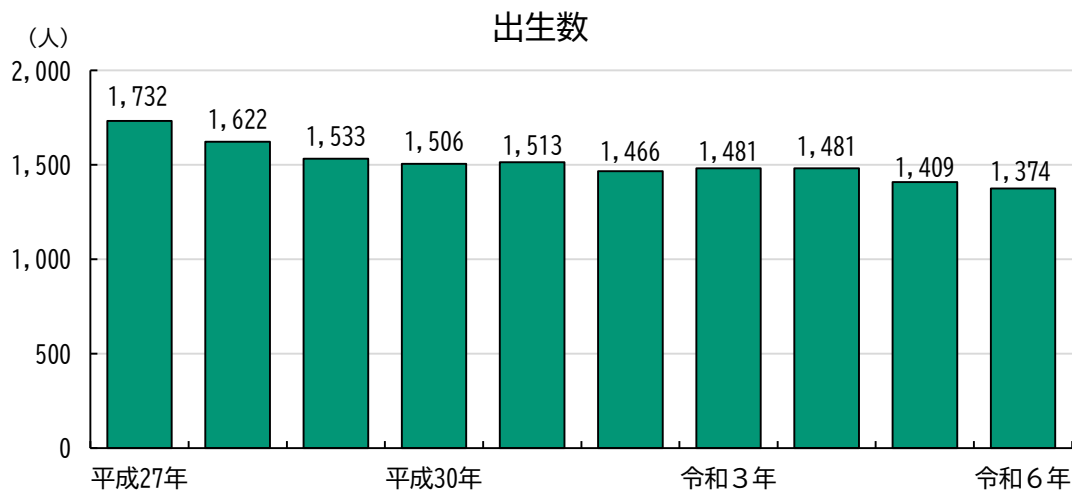
本市の総人口は、直近5年間は230,000人前後で推移しており、令和7（2025）年4月1日時点で、総人口は230,211人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は減少傾向が見られる一方、生産年齢人口は横ばいとなっています。また、高齢化率は27.6%で推移しています。本市の総人口は今後減少していく見込みの一方、高齢化率は上昇し、令和12（2030）年には29.2%と30%に迫ると推計されます。

また、本市の男女別人口をみると、いずれの年も女性が男性を上回っており、令和7（2025）年は女性が116,523人、男性が113,688人となっています。

本市の外国人人口は増加傾向にあり、令和6（2024）年には5,000人を超え、令和7（2025）年4月1日時点で、5,607人となっています。性別でみるといずれの年も女性が男性を上回っています。



資料：埼玉県 保健衛生

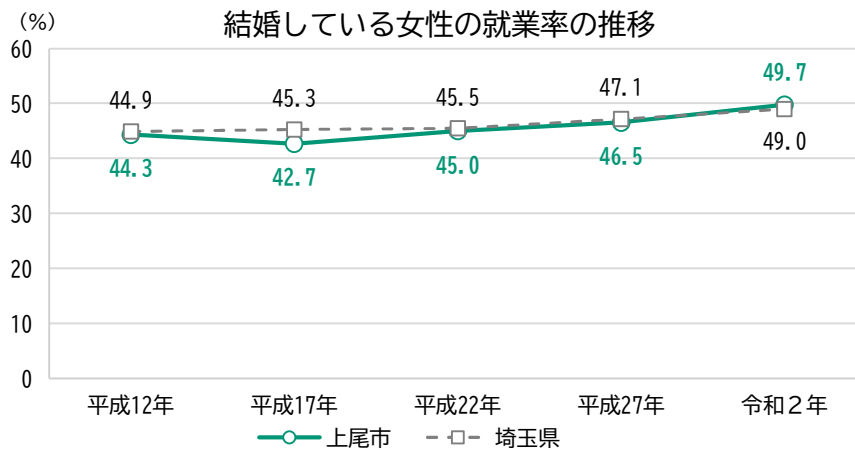
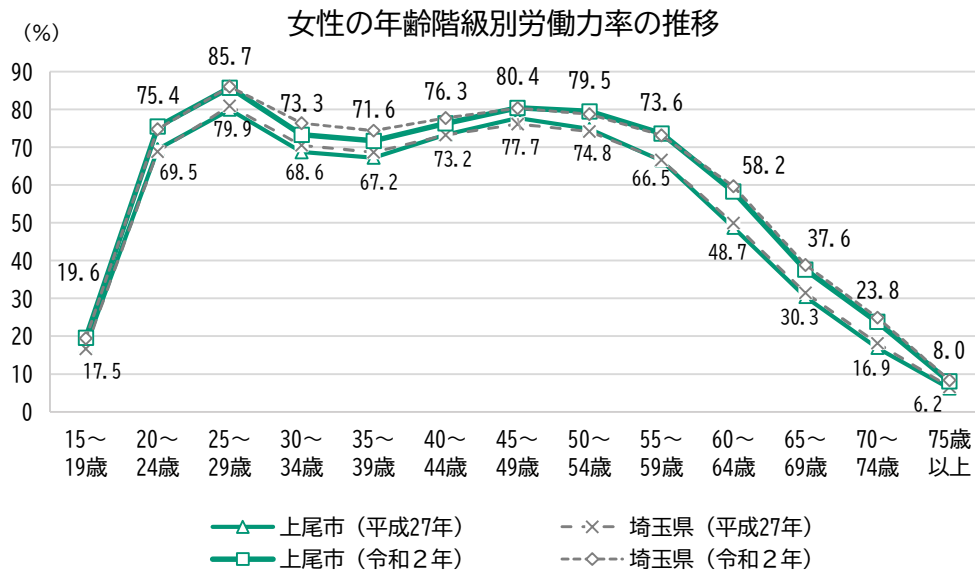


資料：統計あげお

本市の合計特殊出生率¹¹は低下傾向にあり、令和5（2023）年は直近10年間で最も低い1.11となっており、埼玉県や国を下回っています。

出生数をみると、令和2（2020）年以降1,500人弱で推移していましたが、令和5（2023）年には1,409人まで減少し、令和6（2024）年は1,374人と平成27（2015）年以降で最も少なくなっています。

¹¹ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こども数。



資料：国勢調査

本市の女性の年齢階級別労働力率¹²の推移をみると、平成27（2015）年に比べていずれの年齢でも労働力率の向上が見られ、特に60～64歳で9.5ポイント、55～59歳と65～69歳で7ポイント以上の上昇が見られます。

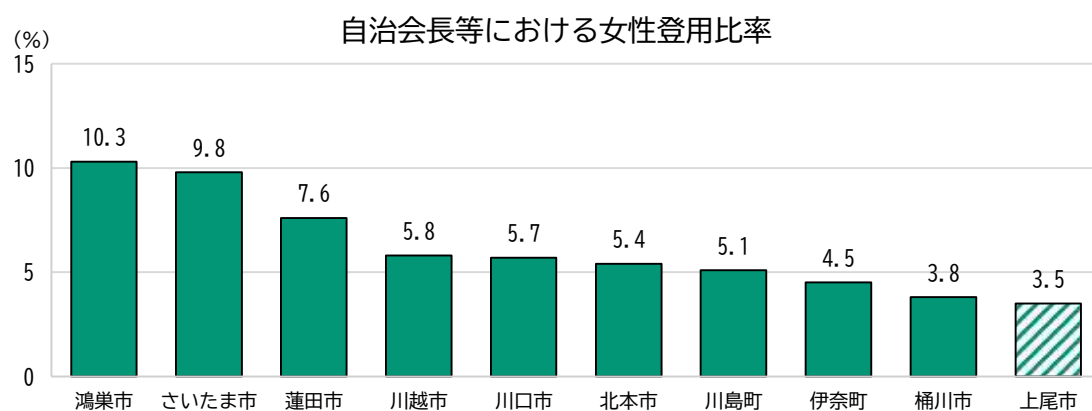
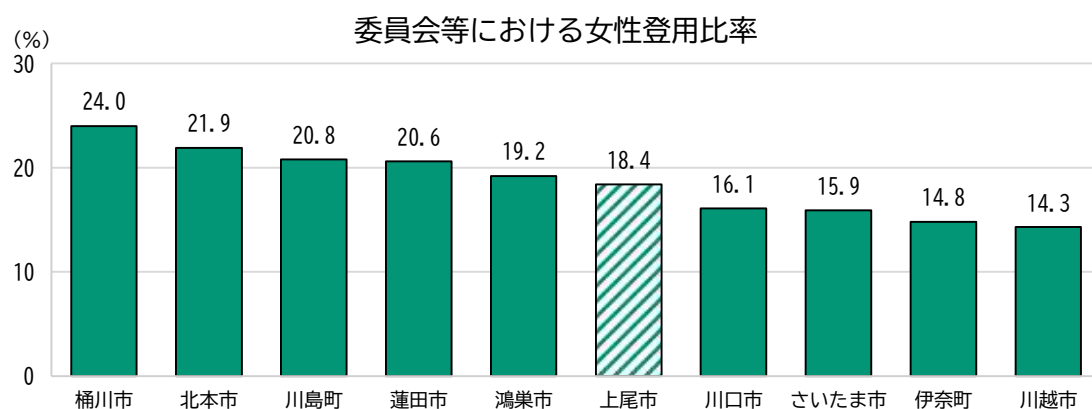
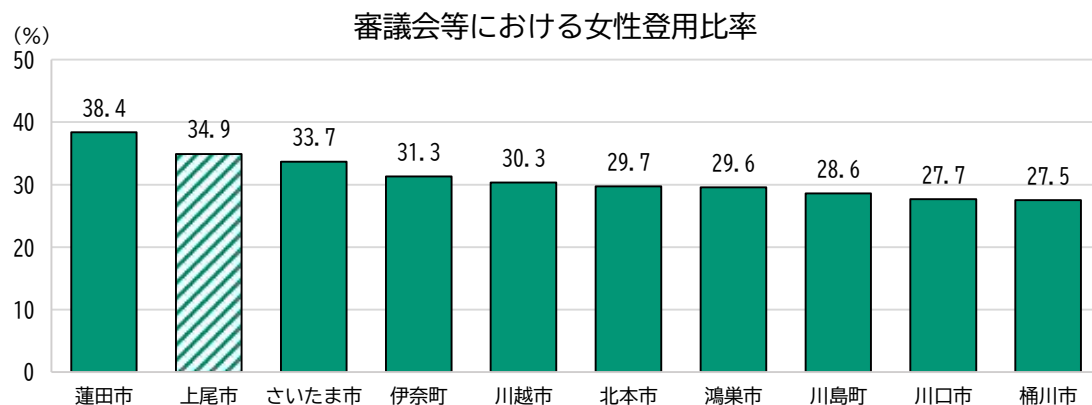
20～40歳代でも労働力率は上昇しており、M字カーブ¹³の底は35～39歳の71.6%と、平成27（2015）年に比べて高くなっています。しかし、30～44歳で労働力率が7割台まで下がることから、依然として出産・育児を機に仕事をやめる女性がいることがうかがえます。また、50歳以降から労働力率が下がっている一因として、介護離職が懸念されます。

結婚している女性の就業率の推移をみると、年々上昇傾向にあり、埼玉県とほとんど同じ水準で推移しています。

¹² **労働力率**：15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上の人のうち、仕事をしている人、仕事を休んでいる人や、仕事はしていないが休職中で働こうとしている人。

¹³ **M字カーブ**：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。結婚や出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。

Ⅱ 政策・方針決定過程への参画状況



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
(令和6年度)

各分野への女性の登用状況について近隣自治体と比較すると、本市は審議会における女性登用比率が 34.9%で近隣の 10 自治体の中では蓮田市に次いで高くなっています。一方、自治会長等における女性登用比率は 3.5%で近隣 10 自治体の中では最も低くなっています。

2 市民意識調査の結果

男女共同参画に関する市民の意識や実態を総合的に把握し、第4次計画策定の基礎資料とすることを目的として、「上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。

● 調査概要

調査対象	市内に居住する満18歳以上の男女 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	郵送配布－郵送回収またはインターネット回収
調査期間	令和6(2024)年10月21日(月)～11月8日(金)
発送数	2,000票
有効回収数	551票(有効回収率:27.6%) ・郵送回収:388件(有効回収率:70.4%) ・インターネット回収:163件(有効回収率:29.6%)

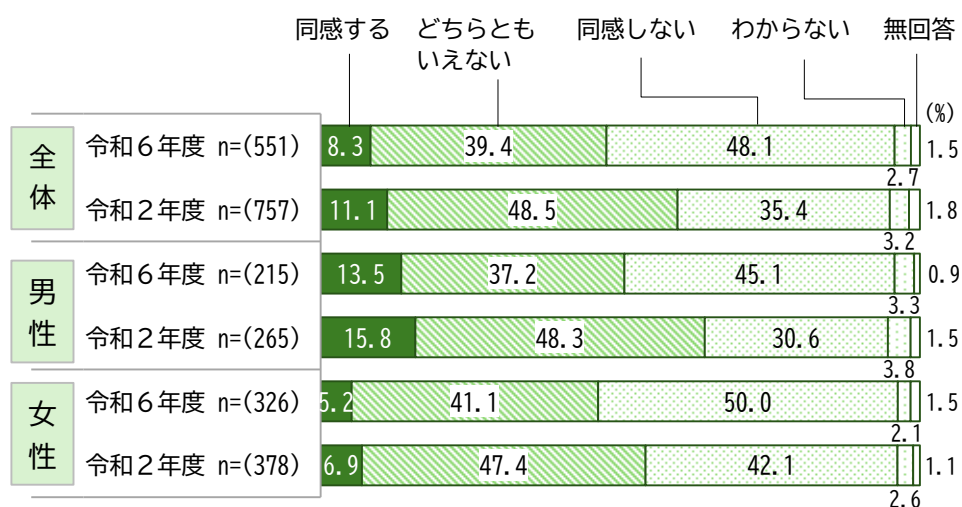
● 図表の見方

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- ・百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。
したがって、単数回答(1つだけ選ぶ問)においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合があります。
- ・複数回答(2つ以上選んでよい問)においては、%の合計が100%を超える場合があります。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

● 調査結果概要

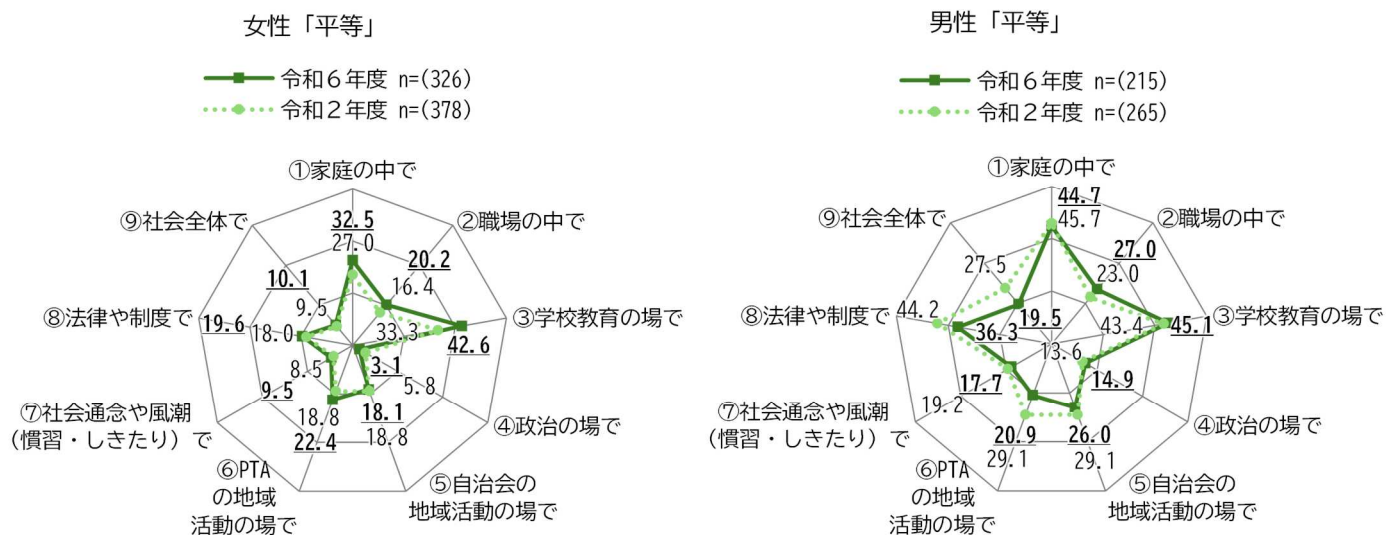
【男女共同参画に関する意識】

固定的性別役割分担について



固定的性別役割分担について、「同感しない」は全体で48.1%を占め、経年でみると全体、男性、女性のいずれも令和2年度調査を上回っており、特に男性で14.5ポイント上昇しています。一方で、男性で「同感する」が13.5%と女性の5.2%を上回っており、意識に男女差がうかがえます。

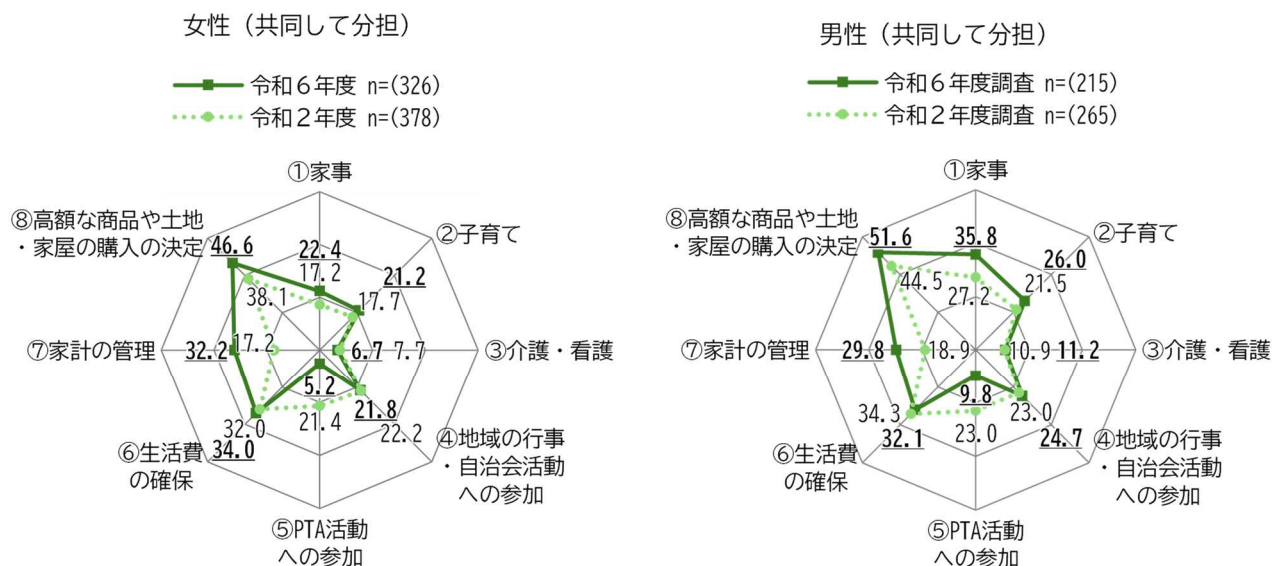
男女の地位の平等感について



あらゆる分野における男女の地位の平等感をみると、女性で令和2年度調査から『学校教育の場』、『家庭』で平等感が5ポイント以上増していますが、男性では『PTAの地域活動の場』、『社会全体』、『法律や制度』で平等感が8ポイント前後下がっています。また、『PTAの地域活動の場』を除くすべての項目で男性が女性を上回っており、女性は男性に比べて平等感が低い傾向が見られます。

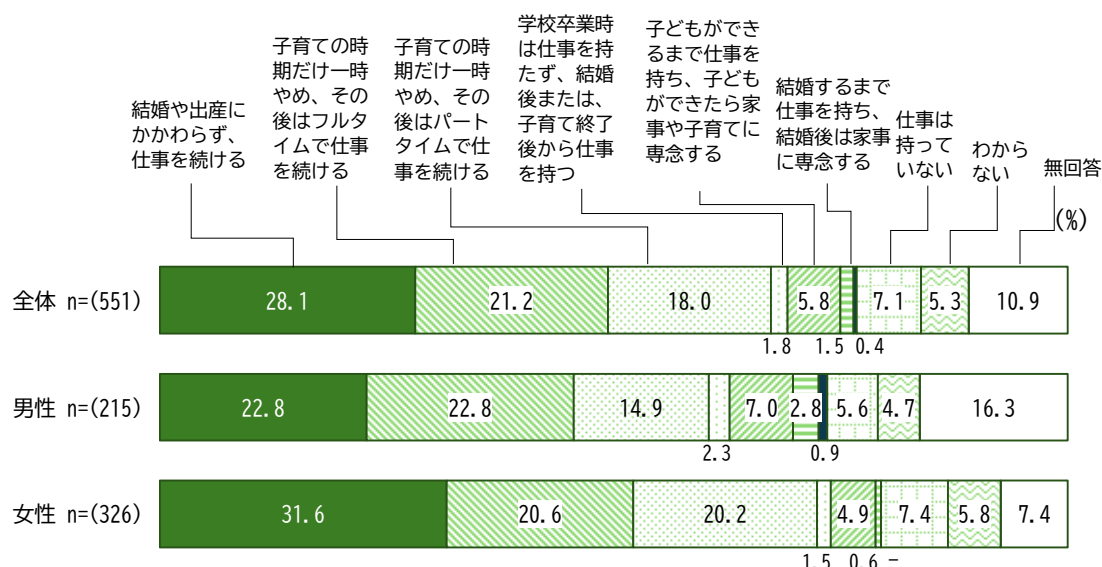
【家庭と仕事の両立】

家庭の役割分担について（実態）



家庭における役割分担について、「共同して分担」は男女ともに令和2年度調査から『家計の管理』、『高額な商品や土地・家屋の購入の決定』、『家事』で5ポイント以上の増加が見られます。一方、『生活費の確保』、『家計の管理』を除くすべての項目で男性が女性を上回っており、男女で役割分担に関する意識の差がうかがえます。

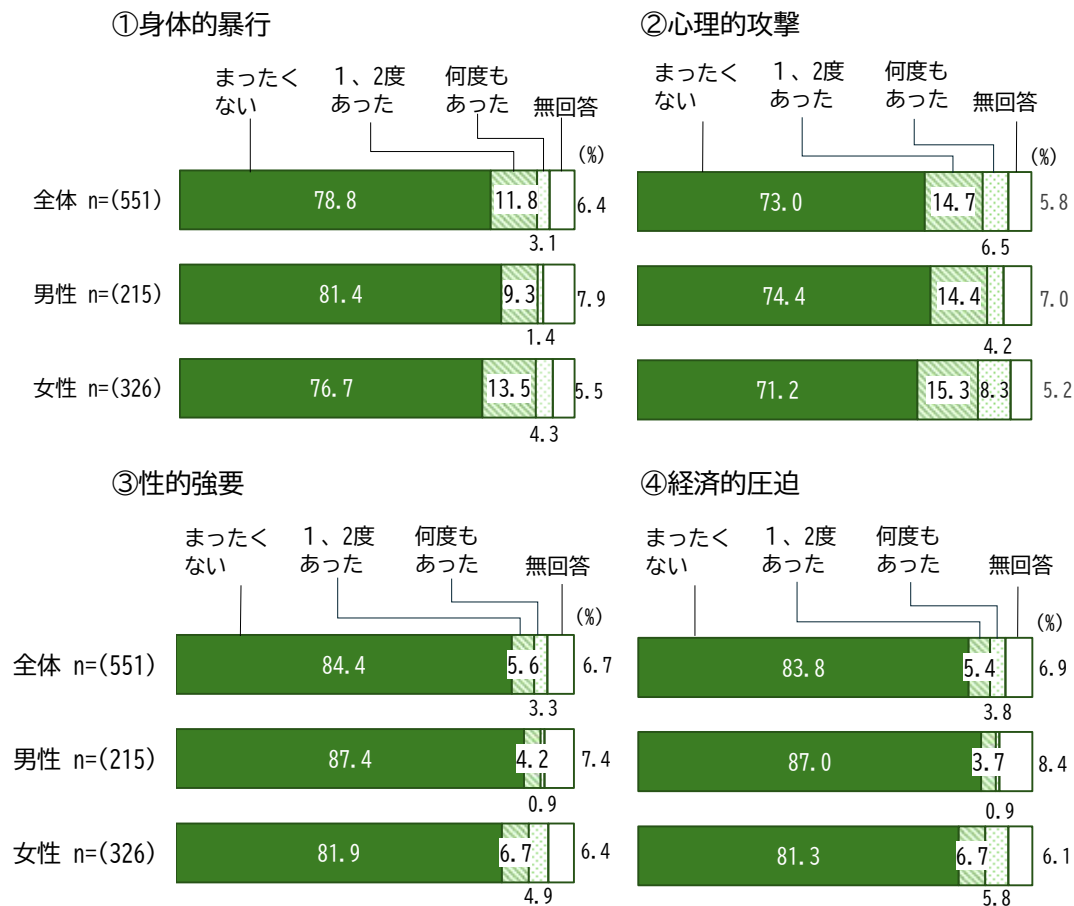
子育てに係る女性の働き方の理想



子育てにかかる女性の働き方の理想として、男女ともに「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が最も高くなっていますが、男性では「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」も同値となっています。また、女性では「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」と同じく2割程度となっており、育児が落ち着いてからパートタイムやフルタイムで復職を希望する女性が4割以上を占めています。

【DV・ハラスメント等の暴力の状況】

配偶者・パートナーからの暴力の被害経験



配偶者・パートナーからの暴力被害として、いずれの項目も女性が男性を上回っており、特に経済的圧迫で7.9ポイントの差がみられます。女性の被害として心理的攻撃が23.6%で最も高く、次いで身体的暴行が17.8%となっています。

加害行為をした理由 (n = 122)

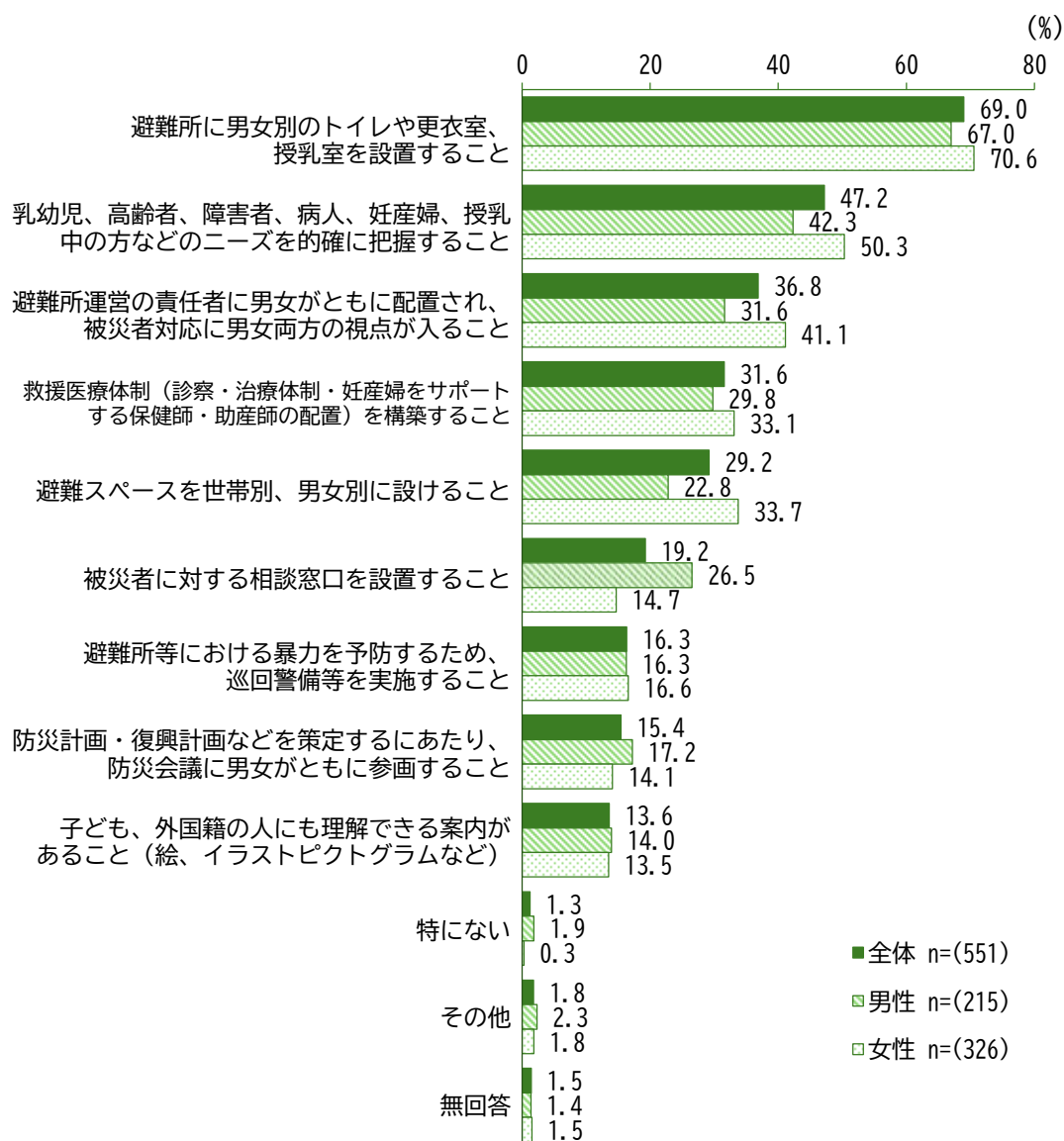
※「覚えていない」「特に理由はない」を除く

1位	いろいろながつり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した	47.5%
2位	相手がそうされても仕方がないようなことをした	28.7%
3位	相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした	13.9%
4位	相手が自分に危害を加えてきたので、身を守ろうと思った	12.3%
5位	親しい関係ではこうしたことは当然である	2.5%

配偶者・パートナーへの加害経験がある人は全体で22.1%となっており、その行為に至った理由について、「いろいろながつり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」が最も高くなっており、次いで「相手がそうされても仕方がないようなことをした」が約3割で続いています。

【防災・災害対策】

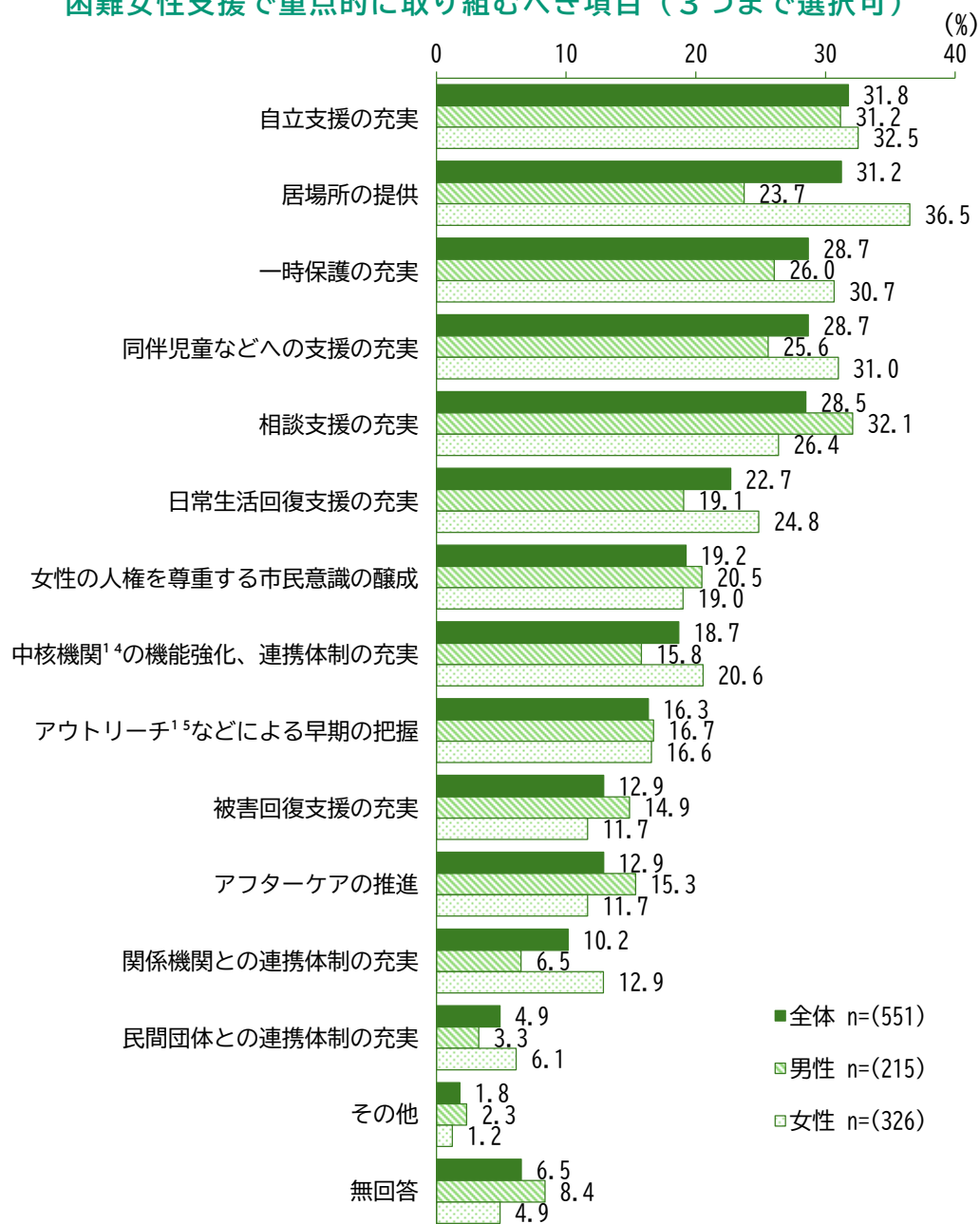
防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があること（3つまで選択可）



防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があることについて3つまで選択していたところ、「避難所に男女別のトイレや更衣室、授乳室を設置すること」が全体で約7割と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦、授乳中の方等のニーズを的確に把握すること」が47.2%となっています。性別でみると、「避難スペースを世帯別、男女別に設けること」は女性で3割台、男性で2割台となっており、女性でよりニーズが高いことがうかがえます。

【困難な問題を抱える女性に関する問題】

困難女性支援で重点的に取り組むべき項目（3つまで選択可）



国や地方自治体、関係機関が困難な問題を抱える女性への支援として重点的に取り組むべき項目について3つまで選択していただいたところ、「自立支援の充実」、「居場所の提供」が3割台と最も高くなっており、支援が求められています。性別でみると、「居場所の提供」で女性が男性を12.8ポイント上回っており、特に女性で強いニーズがうかがえます。

¹⁴ 中核機関：女性相談支援センター女性相談支援員、女性自立支援施設

¹⁵ アウトリーチ：援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など

3 第3次男女共同参画計画の取組と課題

令和3（2021）年3月に策定した第3次計画では4つの目標を掲げ、それに基づく課題、施策を位置づけ、様々な取組を進めてきました。

第3次計画期間中における指標の達成状況と主な取組について、目標ごとにまとめました。

■目標1 多様な生き方を選択できる（尊重できる）意識づくり

指標の達成状況

推進目標	計画策定時 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）	現状値 （令和6年度）	達成状況
「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担意識 ¹⁶ について「同感しない」人の割合を増やします。	35.4%	55.0%	48.1%	改善
「社会全体」において男女の地位が「平等」と感じる人の割合を増やします。	18.5%	50.0%	13.6%	低下
パートナーシップ宣誓制度について知っている人の割合を増やします。	—※	85.0%	60.2%	未達

※「パートナーシップ宣誓制度」の認知状況は令和元年度に実施した「上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の設問に含まれていないため、計画策定時の数値が不明なことから、達成状況については「未達」としています。

主な取組

●パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度、他自治体との連携

令和3（2021）年3月より「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、令和6（2024）年4月からは、パートナーシップにある両名だけでなく、その子や親などの親族を「家族」として尊重する「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」に改正して運用を開始しました。さらに、埼玉県内の62自治体と「自治体間連携協定」を締結し、令和7（2025）年6月に「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入したことで、連携している自治体間での引っ越し等の際、受理証明書等の返還や引っ越し先での宣誓手続きを不要とすることで、手続きの簡略化を進めました。

¹⁶ 性別による固定的な役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

●「人権に配慮した市役所になるための手引き」の改定

人権を取り巻く社会情勢が大きく変化したことから、法律・条例等の新規施行、社会的な方向性などについて現在の状況に沿ったものにするため、令和6（2024）年3月に改定し、「第2次改訂版」を発行しました。

●男女共同参画の視点に立った性教育、性感染症教育等、人権を尊重した講座等の開催

産婦人科医または助産師を講師とし正しい知識を学ぶ、自身の意思決定を尊重できるようになるために、異性へのコミュニケーションスキルや男女共同参画の異性観についての学校出張講座を市内全中学校（11校）にて行いました。

今後の課題

- ◇パートナーシップ宣誓制度等を導入し、当事者の方が暮らしやすいまちづくりを進めてきました。性の多様性のあり方への社会的関心が高まっている一方で、依然として性の多様性に関する無理解から生じる差別や偏見は残っています。性別・性的指向・性自認¹⁷等にかかわらず、互いに多様性を理解・尊重しあえる社会を目指した啓発活動の拡充、制度の整備が必要です。
- ◇依然として男女平等に関する意識について男女間に差異があり、市民意識調査においても目標値を達成できていないことから、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた更なる取組が必要です。幼少期からの教育が重要であることから、学校や関係機関等と連携し、若年層に向けた男女共同参画に関する啓発事業を実施する必要があります。

¹⁷ 性自認：自分がどの性別であるかまたはないかということについての認識をいい、「心の性」と言われることもある。性自認と身体の性が一致しない人や、どちらの性別にも違和感を感じる人をトランスジェンダー（Transgender）という。

■目標 2 だれもが安心して暮らせる社会づくり

指標の達成状況

推進目標		計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
夫婦間における右記 の行為を暴力として 認識する人の割合を 増やします。	平手で打つ	74.4%	100.0%	83.1%	改善
	なぐるふりを して、おどす	66.3%	100.0%	74.0%	改善
性と生殖に関する健康と権利 ¹⁸ （リ プロダクティブ・ヘルス／ライツ） について「内容を知っている」、「聞 いたことはあるが、内容は知らない」の合計の割合を増やします。		24.5%	50.0%	24.8%	改善

主な取組

●「上尾市困難女性支援ネットワーク」の設立

令和6（2024）年7月26日に「上尾市困難女性支援ネットワーク」を埼玉県で初めて設置・発足しました。民間団体と協働で困難な問題を抱える女性を地域全体で支援する、市民参加型のネットワークで、会員からの情報提供や講座に関する周知や協力等を依頼しています。

●女性の悩み電話相談の開始

令和6（2024）年4月より、上尾市男女共同参画推進センターにて女性の悩み電話相談を開始しました。性的な被害、家族の状況など、様々な困難を抱えている女性からの相談に応じる体制を強化しました。

今後の課題

- ◇「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を受け、支援ネットワークの設立や相談体制の強化に取り組んできました。今後は、DVを受けている、または困難な状況に置かれているもののそのことに気が付いていない方へ気付きの機会を与えるような周知方法の工夫や、実際に相談へつなげるための取組の検討が必要です。
- ◇困難を抱える女性への支援を強化するとともに、被害者の自立支援の取組の一環として、困難に直面した際にそれをしなやかに乗り越えて回復する力であるレジリエンスを身に付け高める取組や啓発を行います。

¹⁸ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：平成6（1994）年に国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人權の重要な一つ。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

■目標3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

指標の達成状況

推進目標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
家事（炊事・洗濯・掃除・買物）における役割分担（実態）について「共同して分担」の割合を増やします。	20.6%	30.0%	27.4%	改善
消防団における女性の割合を増やします。	1.5%	5.0%	5.3% (令和5年度)	達成
補助金を活用して防災士資格を取得した女性の人数を増やします。	11人	20人※	6人※	低下

※5年間の累計

主な取組

●女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進及び女性の職業選択に資する情報の公表

上尾市特定事業主行動計画、第3次前期行動計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）を策定し、各役職段階の職員数及び女性割合や男女別の育児休業の取得率等を公表しています。

●上尾市男女共同参画推進者登録制度の開始

性別にかかわらず、皆が個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて、令和6（2024）年4月1日より「上尾市男女共同参画推進者登録制度」を開始しました。男女共同参画に関する取組を行う市民活動団体や事業者に補助金を交付し、男女共同参画に関する事業を実施するもので、令和7（2025）年度は3件の登録がありました。

●男女共同参画の視点で捉えた防災対策についての講座実施

市民を対象とし、「災害・防災と男女共同参画～避難所生活での課題～」等のテーマにて講座を実施しました。女性・男性で異なる被災時に直面する困難、意思決定の場への参画に関する男女間の格差・不平等について学ぶ機会を提供しました。

今後の課題

◇近年頻発する自然災害に備え、避難所の運営をはじめとした防災対策や災害対応の取組の重要性が増しています。災害時において性別等によって異なるニーズに適切な対応がなされないことがないよう、今後は男女共同参画及び性的マイノリティ¹⁹の視点に立った防災意識の啓発をより一層強化することが大切です。

¹⁹ 性的マイノリティ：「こころの性・からだの性・表現する性が一致している異性愛者」ではない人々の総称。LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）以外の人も含まれる。

■目標 4 男女共同参画のシステムづくり

指標の達成状況

推進目標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
審議会等における女性委員の割合を増やします。	28.2%	40.0%	31.8%	改善
市役所における男性職員の育児休業等取得率を増やします。	4.9%	5.6%	70.6%	達成

主な取組

●女性登用状況調査の実施

各種審議会等への女性委員の委嘱推進を図るため、調査を実施したところ、令和7（2025）年4月1日現在では33.0パーセントとなっており、増加傾向が見られます。

●育児休業取得者に対する研修の実施

市独自の取組として、育児休業を取得しているまたは復職後間もない職員等を対象に、育児休業復帰支援研修を実施しました。

今後の課題

◇審議会等における女性委員の登用率は少しずつ向上していますが、依然として目標値には達していないことから、改選時に登用に配慮した取組が必要です。

4 次期計画へ向けた今後の課題

国や県等の近年の動向や、統計データや市民意識調査等の結果を踏まえて、次期計画に向けた課題を整理しました。

現状①

- SDGsの目標5「ジェンダー平等」を実現するための世界的な潮流を受けた取組が必要である。
- 国の第6次男女共同参画基本計画において「男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」が掲げられている。
- 固定的性別役割分担について同感する男性は13.5%で女性を8ポイント程度上回っており、意識に男女差がうかがえる。
- 女性は男性以上に、社会のあらゆる場において男女間の地位の不平等を感じている傾向がある。
- 国では令和5（2023）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立した。
- 埼玉県においては令和4（2022）年に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が制定された。
- 市では令和6（2024）年に「パートナーシップ宣誓制度」を「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を改正した。

多様な生き方を選択できる（尊重できる）社会の実現が求められている

持続可能な社会の実現に向けて、性別にかかわらずすべての人が個性と能力を発揮できる環境づくりが求められています。男女共同参画の取組は進められてきたものの、依然として根強く残る固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）²⁰等は男女平等の達成に向けた障壁となっています。

こうした意識は幼少期から身近な人間や周囲の影響を受けることによって形成されることが考えられることから、幼少期から性別に基づく固定観念を抱かせないことが重要です。引き続き多様な機会を捉えて、幅広い年代に向けたジェンダー平等の意識づくりを進める必要があります。

また、すべての人が自分らしく生きられる社会を実現するためには、多様な性への理解と尊重が不可欠です。国や埼玉県の動きを踏まえ、市においても性的マイノリティの人が暮らしやすいまちづくりを進めてきました。多様な性への社会的関心が高まり、取組が進められてきている一方で、誤解や理解不足から生じる偏見や差別等により、性的マイノリティの人は深刻な生きづらさや困難を抱えていることがあります。

誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、性の多様性への社会的な理解の促進、差別・偏見の解消や、暮らしの中での様々な困難に対する支援を進める必要があります。

²⁰ 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：誰もが潜在的に持っている思い込み（バイアス）を指す。育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに形成され、既成概念、固定概念になるもの。

現状②

- 女性の方が男性よりも配偶者・パートナーから暴力を受けた経験が多く見られる。
- 加害行為をした理由として、「相手がそうされても仕方がないようなことをした」や「相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした」といった理由が挙げられている。
- 国では令和 6（2024）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正が行われ、保護命令の対象拡大等や違反の刑罰化が加わった。
- 国では令和 6（2024）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立した。
- 埼玉県においては令和 6（2024）年に「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」が策定された。
- 市では令和 6（2024）年に「上尾市困難女性支援ネットワークの設立」を埼玉県内で初めて設置・発足し、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでいる。

安心して暮らせる社会の実現が求められている

令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染症拡大によって、雇用環境の悪化やDV等の深刻化、経済的困窮等の課題が顕在化しました。特に、コロナ禍における生活不安やストレス、在宅時間の増加等により、全国的にDVに関する相談件数が増加し、女性に対する暴力の増加や深刻化がうかがえる事態となりました。

法改正等により対策の充実・強化が進められ、近年では子どもや男性等への被害に関する認識も広まりを見せ、どんな暴力も許さないという意識の醸成がなされてきましたが、依然として被害は後を絶ちません。暴力の根絶を目指し、幼少期から暴力に関する正しい周知啓発、教育を行うとともに、被害者支援の強化を図る必要があります。

さらに、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻等、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることから、新たな女性支援の枠組みを構築するために「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。この法律の施行により、国や埼玉県、市においても女性支援の取組が進められています。

女性は女性であることにより、DV等の暴力被害や予期せぬ妊娠といった女性特有の問題、さらには不安定な就労等の社会的・経済的困窮に直面することが多くあります。貧困等生活上の困難は就業や生活面での支援が必要です。また、高齢、障害、外国にルーツがあること等によって困難な状況に置かれている場合、性別による固定的な役割分担意識や多様性に関する偏見によって複合的な困難を抱える懸念があります。就業面での格差是正や貧困対策、多様性に関する正しい理解促進を図り、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進める必要があります。

現状③

- 市の女性の年齢階級別労働力率はいずれの年代でも向上が見られ、M字カーブの底である 35～39 歳の労働力率も上がっているものの、出産・育児・介護を機に離職する女性がいることも推察される。
- 「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」ことを希望する女性が 3 割程度、育児が落ち着いてからパートタイムやフルタイムで復職を希望する女性が 4 割以上を占めている。
- 令和 6（2024）年の日本のジェンダー・ギャップ指数は 146 か国中 118 位と依然として低く、特に政治・経済分野における男女格差が課題となっている。

ワーク・ライフ・バランスの実現と女性活躍の推進が求められている

性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会の実現は、少子高齢化により生産年齢人口が減っている現代において非常に重要です。男女共同参画・女性活躍の推進は持続可能な社会の発展において必要不可欠であるため、政治・経済分野における男女格差の解消は喫緊の課題となっています。

女性活躍やワーク・ライフ・バランス²¹に関する制度の整備や取組の拡充は進められ、一定の改善がうかがえます。しかし、共働き世帯であっても依然として家事負担は女性のほうが重いことや、長時間労働や職場の無理解等により男性の家庭参画が進んでいないことから、多様で柔軟な働き方のできる職場づくりの推進が重要です。また、高齢化に伴い、働きながら介護をするワーキングケアラーの増加も見込まれるため、仕事と育児・介護の両立に向けた環境づくりを進める必要があります。

²¹ ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。「仕事と生活の調和」と訳される。

現状④

- 審議会等における女性委員の割合は 33.0%と上昇したものの目標の4割を満たしていない。
- 国では令和3（2021）年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、基本原則として「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと」等が定められた。○自治会長等における女性委員の割合は 3.5%と低く、近隣 10 自治体と比較すると最も低くなっている。
- 「自治会の地域活動の場」における平等感は男女ともに低くなっているが、男性の 26.0%が平等と感じている一方、女性は 18.1%に留まっており意識に男女差が見られる。
- 「PTAの地域活動の場」における平等感男女ともに2割程度となっており、男性は令和2（2020）年度から約9ポイント低くなっている。
- 防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があることについて3つまで選択していただいたところ、「避難所に男女別のトイレや更衣室、授乳室を設置すること」が約7割と最も求められている。また、男性に比べて女性で「避難スペースを世帯別、男女別に設けること」にニーズが見られる。
- 市役所における男性職員の育児休業等取得率は令和元（2019）年度から大幅に上昇し、令和6（2024）年度には 70.6%となっている。

男女共同参画社会の実現に向けた地域づくりが求められている

地域における男女共同参画の推進は、多様な人が地域で活躍し、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりの基盤です。

国においては指導的地位に占める女性の割合を 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となることを目指すとしています。あらゆる分野において女性登用は進められていますが、依然として指導的地位に就く女性は少ない状況です。女性登用を促進するために、社会制度や意思決定の場等に根強く残る固定的性別役割分担意識や男女格差を解消し、女性の意欲の向上を促し、誰もが活躍できる場を作っていくことが重要です。

また、地域で行われる様々な活動は担い手の高齢化や女性就業者の増加により、担い手不足が課題となっています。男女ともに地域活動に積極的に参画し、責任を分かち合うことで、地域の活性化にもつながるほか、地域の自治会・町会、各種団体等における意思決定の場に女性が積極的に参画することは、地域課題への対応力を高め、多様な意見を反映した活動の実現につながります。

災害時には、女性や子ども、高齢者等多様な立場の人々の視点に立った支援や体制整備が求められています。被災時にあっても誰もが安心して生活できるように、避難所運営や地域防災に関するマニュアル等に男女共同参画の視点を組み込むことが重要です。

さらに、市役所自らが率先して男女共同参画を推進し、職員一人一人が能力を十分に発揮できる環境を整えることで、地域全体における意識や取組の広がりを後押しします。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力が根絶されること。
- (7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は国際的な協調の下に行われること。

7つの基本理念の下「**みとめ合い 思いやり とともに輝く！**」をスローガンに掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の体系

目標 1

多様な生き方を
選択できる（尊
重できる）意識
づくり

1 人権尊重の意識づくりの推進

- 1 人権意識の理解の促進
- 2 性の多様性の理解の促進
- 3 メディアにおける人権尊重の推進
- 4 教育の場における人権教育の推進
- 5 国際理解と多文化共生の推進

2 男女共同参画の意識づくりの推進

- 1 性別による固定的な役割分担意識の見直しの推進
- 2 広報・啓発活動の推進
- 3 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実
- 4 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の推進

目標 2

安心して暮らせ
る社会づくり

1 あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】

- 1 配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・意識啓発の充実
- 2 児童虐待防止の推進
- 3 被害者への支援体制の充実
- 4 研修機会の充実
- 5 あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発の促進

2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備【困難女性支援基本計画】

- 1 ひとり親家庭等への支援
- 2 高齢者への支援
- 3 障害のある人への支援
- 4 外国人市民への支援
- 5 関係機関等と連携した支援機能の充実

3 生涯を通じた心身の健康

- 1 男女の性を尊重する健康づくりの推進
- 2 母子保健事業の推進
- 3 ライフステージに応じた男女の健康支援の推進

目標 3

ワーク・ライフ・ バランスの実現 と女性活躍の 推進

【女性活躍推進 計画】

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 子育て支援の推進
- 2 介護支援の推進
- 3 働きやすい職場環境づくりの推進

2 女性の活躍推進への支援

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 女性団体への支援
- 3 女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進

目標 4

男女共同参画社 会の実現に向け た地域づくり

1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- 1 審議会等への女性の登用促進
- 2 女性のリーダーの育成・支援の推進
- 3 女性による市政への参加の促進

2 地域社会における男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の推進

3 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

- 1 防災の分野における男女共同参画の推進

4 庁内における男女共同参画の推進体制の整備

- 1 庁内の男女共同参画の推進
- 2 男女共同参画推進体制の充実

3 計画の重点項目

計画を推進するにあたり、本市の課題を解決するために、計画の体系の中で次の7つの項目を重点項目とします。

目標1－課題1－施策2	性の多様性の理解の促進
目標1－課題2－施策1	性別による固定的な役割分担意識の見直し
目標2－課題1－施策1	配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・意識啓発の充実
目標2－課題2－施策5	関係機関等と連携した支援機能の充実
目標3－課題1－施策3	働きやすい職場環境づくりの推進
目標4－課題1－施策1	審議会等への女性の登用促進
目標4－課題3－施策1	防災の分野における男女共同参画の推進

第4章

施策の展開

目標 1

多様な生き方を選択できる（尊重できる）意識づくり

目標値

推進目標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	出典
人権に関する講座や啓発活動の実施回数	年 4 回	年 10 回	上尾市人権施策事業実績報告書
「LGBTQ ²² 」という言葉の認知度	77.5%	90%	上尾市男女共同参画に関する市民意識調査
男女共同参画に関する講座や啓発活動の実施回数	年 8 回	年 10 回	上尾市男女共同参画年次報告書

課題 1 人権尊重の意識づくりの推進

男女共同参画社会の実現には、個々の人権を尊重し、互いの個性を認め合うことが不可欠です。人権尊重の意識づくりに向けて、人権や多様な性に関する正しい理解を一層深めるために、様々な機会を捉えた幅広い世代に向けた周知啓発の強化に加え、教育の場における正しい理解促進、人権尊重の視点に立ったメディアの表現・発信の検討等に取り組むことで、地域や学校、職場等あらゆる場面に人権尊重の意識が根付き、誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現をめざします。

²² **LGBTQ**：女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシュアル）、「からだの性」と「自分が認識する性」が一致しない人（トランスジェンダー）、自身の性のあり方を定めない・または自身の性自認が決められない人（クエスチョニング）の頭文字をとった言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を指す総称のひとつ。このほかにも「LGBTQ+」、「LGBTs」（+やsはLGBTQ以外の様々なセクシュアリティを表します）などの言葉がある。

施策1 人権意識の理解の促進

人権尊重の意識の高揚と、人権問題への正しい理解促進に向けて、多様な機会を通じた周知啓発を図ります。

番号	事業	事業概要	担当課
1	啓発パンフレット等の作成による啓発	人権啓発リーフレットの作成	人権男女共同参画課
2	人権セミナー・講演会等の開催	あげおヒューマンライツミーティング 21の開催	人権男女共同参画課
3	ガイドライン等による職員の意識向上	「人権に配慮した市役所になるための手引き」の活用	人権男女共同参画課
4	研修や啓発の充実等	研修・啓発の実施	人権男女共同参画課

施策2 性の多様性の理解の促進

性の多様性への正しい理解を広げるための啓発や学びの機会を充実させます。

番号	事業	事業概要	担当課
5	上尾市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	制度の周知・啓発	人権男女共同参画課

施策3 メディアにおける人権尊重の推進

インターネット上で加害者にも被害者にもならないために、メディア・リテラシー²³の向上に向けた取組を進めます。

番号	事業	事業概要	担当課
6	メディア・リテラシーの啓発	「広報あげお」における表現の留意	広報広聴課
7	市の発行物等における表現の留意	「人権に配慮した市役所になるための手引き」の活用	人権男女共同参画課

²³ メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

施策4 教育の場における人権教育の推進

こどもと触れ合うことの多い保育者、教職員等への人権に関する正しい理解を促す研修・教育に取り組みます。

番号	事業	事業概要	担当課
8	個性を尊重した指導の推進	生徒指導主任会議の開催	指導課

施策5 国際理解と多文化共生の推進

市内に住む外国人市民への理解を深め、多文化共生の意識づくりを進めます。

番号	事業	事業概要	担当課
9	外国人市民を含む市民の国際理解の促進①	あげおワールドフェア2024の開催	市民協働推進課
10	外国人市民を含む市民の国際理解の促進②	多文化共生を知るきっかけとなる講座の実施	公民館

課題2 男女共同参画の意識づくりの推進

男女が対等な立場で互いに尊重し合い、多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、一人ひとりの意識づくりが重要です。そのために、固定的性別役割分担意識を見直す取組を進めるとともに、広報や啓発活動を充実させ、男女共同参画意識の醸成を図ります。さらに、男女共同参画に関する情報の収集・提供を進め、教育や学習の場にもその視点を取り入れることで、幅広い世代に自然に意識が根づく社会づくりをめざします。

施策1 性別による固定的な役割分担意識の見直しの推進

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識の解消に向けて、市民、事業所、地域等に対して意識啓発や周知を強化します。

番号	事業	事業概要	担当課
11	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する講座等の開催	人権男女共同参画課
12	男女共同参画の視点に立った性教育、性感染症教育等、人権を尊重した講座等の開催	男女共同参画の視点に立った性教育、性感染症教育等、人権を尊重した講座等の開催	人権男女共同参画課

施策2 広報・啓発活動の推進

様々な媒体や機会を通じて男女共同参画に関する情報発信や啓発活動を進めます。

番号	事業	事業概要	担当課
13	広報「あげお」、ホームページなどによる啓発	「広報あげお」およびホームページにおける男女共同参画週間の周知	人権男女共同参画課

施策3 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実

男女共同参画に関する情報を収集し、市民や事業所、団体等に向けて情報提供を行います。

番号	事業	事業概要	担当課
14	国、県、他市町村の男女共同参画やジェンダー関連情報の収集と提供	男女共同参画に関する情報の発信	人権男女共同参画課

番号	事業	事業概要	担当課
15	図書の購入と配架・閲覧	男女共同参画推進センター図書の整備と貸出	人権男女共同参画課
16	年次報告書の作成・公表	年次報告書の作成・公表	人権男女共同参画課

施策4 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の推進

幼児期や学校教育において、児童・生徒個人を尊重した男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。また、保護者やこどもと関わる機会の多い教職員に対して正しい男女共同参画の知識の定着を促します。

番号	事業	事業概要	担当課
17	男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進と実施	男女平等教育の推進	指導課
18	教職員等への研修	進路指導・キャリア教育体制の充実	指導課
19	幼児期における人権や男女平等の意識形成のための保育と教育の充実①	人権保育の推進	保育課
20	幼児期における人権や男女平等の意識形成のための保育と教育の充実②	人権教室の実施	人権男女共同参画課
21	家庭教育に関する学習機会の充実	家庭教育に関する講座等実施の支援	生涯学習課
22	男女共同参画関連講座の充実	男女共同参画講座の実施	人権男女共同参画課

目標 2 安心して暮らせる社会づくり

目標値

推進目標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	出典
D V 防止に向けた意識啓発事業の実施回数	年 13 回	年 15 回	上尾市男女共同参画年次報告
男女共同参画推進センター相談員によって相談対応ができた回数	376 件	400 件	上尾市男女共同参画年次報告書
上尾市困難女性支援ネットワークの加入団体数	60 団体	70 団体	上尾市男女共同参画年次報告

課題 1 あらゆる暴力の根絶【D V 防止基本計画】

誰もが安心して暮らせる社会の実現のために、あらゆる暴力の根絶をめざします。配偶者等からの暴力をはじめ、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが社会全体に認知されるよう、周知・啓発を強化します。また、被害に対して早期発見・早期対応がなされるよう、関係機関等との連携を強化して被害者への支援体制を充実します。

施策 1 配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・意識啓発の充実

D V、デート D V²⁴等に関する正しい認識を深め、適切な知識を身に付けられるように、多様な機会を捉えて教育、周知啓発、情報提供に取り組みます。

番号	事業	事業概要	担当課
23	講演会、講座等の開催による啓発①	学校出張講座の開催による啓発	人権男女共同参画課
24	講演会、講座等の開催による啓発②	講演会、講座等の開催による啓発	人権男女共同参画課

²⁴ デート D V：交際相手から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

施策２ 児童虐待防止の推進

D Vと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、関係機関等との緊密な連携体制を構築し、適切に対応します。

番号	事業	事業概要	担当課
25	広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	児童虐待防止啓発活動	こども家庭保健課
26	上尾市こども支援ネットワークによる連携	上尾市こども支援ネットワークの開催	こども家庭保健課
27	保育施設における児童虐待の発見	日常の健康観察、定期健康診断等での虐待の発見	保育課
28	妊娠期からの虐待予防強化事業	産科医療機関と連携し、妊娠・出産・育児期に支援が必要な家庭に対し訪問支援等を実施	こども家庭保健課
29	学校における児童虐待の発見	日常の健康観察、定期健康診断等での虐待の発見	学校保健課

施策３ 被害者への支援体制の充実

相談窓口の周知強化に加え、関係機関等と連携した被害者やそのこどもの素早い安全確保、切れ目のない支援によって被害者の安全を適切に守ります。また、被害者等の自立に向けた支援にも取り組みます。

番号	事業	事業概要	担当課
30	男女共同参画推進センター相談事業①	女性のための相談の実施	人権男女共同参画課
31	男女共同参画推進センター相談事業②	女性のための法律相談の実施	人権男女共同参画課
32	男女共同参画推進センター相談事業③	D V 電話相談の実施 女性の悩み電話相談	人権男女共同参画課
33	男女共同参画推進センター相談事業④	女性相談案内カードの作成、配付	人権男女共同参画課

番号	事業	事業概要	担当課
34	配偶者暴力相談支援センター ²⁵ の機能充実	配偶者暴力被害者保護に関する証明書の交付	人権男女共同参画課
35	生活保護等の経済的支援	生活支援	生活支援課
36	個人情報保護の徹底	住民基本台帳の一部の写しの交付制限による支援	市民課
37	国民健康保険等への加入の支援	国民健康保険加入支援	保険年金課
38	児童、生徒に対する就学援助	就学支援	学務課
39	保育所への入所支援	保育所への入所支援	保育課
40	必要な母子保健サービスの提供	母子保健サービスの支援	こども家庭保健課
41	心のケアを支援①	心のケアを支援	健康増進課
42	心のケアを支援②	女性のための相談の実施（再掲） DV電話相談の実施（再掲） 女性の悩み電話相談（再掲）	人権男女共同参画課
43	上尾市困難女性等対策庁内連絡会議による連携	困難女性等対策庁内連絡会議の開催	人権男女共同参画課
44	関係機関との連携	上尾市困難女性支援ネットワーク会議・講演会の実施	人権男女共同参画課
45	一時保護施設等への入所支援	緊急一時保護のための宿泊施設借上げ支援制度の実施	人権男女共同参画課

²⁵ 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務づけられている（市町村には努力義務）DV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。

①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助

施策4 研修機会の充実

D V等の被害者に対する二次被害を防ぐために、被害者支援に関わる者に対して暴力に関する正しい知識の定着を図ります。

番号	事業	事業概要	担当課
46	D V被害者の支援を担当する職員や地域関係者等を対象とした研修の実施	D V被害者の支援を担当する職員や地域関係者等を対象とした研修の実施	人権男女共同参画課

施策5 あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発の促進

ハラスメント等について個人の尊厳を傷つける許されない行為であることを市内事業所等に周知・啓発し、職場環境の整備等を促します。

番号	事業	事業概要	担当課
47	ハラスメント防止に向けた啓発促進	ハラスメント防止啓発リーフレット作成	人権男女共同参画課
48	ハラスメント防止に向けた啓発促進	パンフレットの配布等	商工課

課題2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

【困難女性支援基本計画】

女性は女性であることに加えて、ひとり親、高齢であること、障がいがあること、外国にルーツがあること等によって経済的困窮や孤立等、生活上の様々な困難に直面することがあります。複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題に対して、困難な問題を抱える女性が自立し、安心して地域で暮らしていけるよう、民間団体や関係機関等との連携・協働を強化し、包括的な支援を提供します。

施策1 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、国や県の施策事業及び市独自の事業の継続的实施を図ります。

番号	事業	事業概要	担当課
49	ひとり親家庭自立支援給付金事業 ²⁶ の周知	ひとり親家庭への就労支援等の情報提供や就労相談会の実施	こども支援課
50	シングルマザーへの就労支援	ひとり親家庭への就労支援等の情報提供や就労相談会の実施	こども支援課

施策2 高齢者への支援

高齢者が生きがいを持って社会参加、就労できるように支援します。また、関係職員等への研修実施などにより、高齢者が安心できる身近な相談体制の充実を図ります。

番号	事業	事業概要	担当課
51	いきいきクラブへの活動の支援	いきいきクラブ運営費補助金の交付	高齢介護課
52	シルバー人材センター事業への支援	シルバー人材センター運営費補助金の交付	高齢介護課
53	高齢者学級の開催	高齢者の生きがいづくりや生涯学習のきっかけづくりとなる講座の実施	公民館
54	地域包括支援センターによる事業の実施	地域包括支援センターによる総合相談事業	高齢介護課
55	民生委員による単身高齢者調査の実施	高齢者への情報提供と相談の実施	高齢介護課

²⁶ ひとり親家庭自立支援給付金事業：ひとり親家庭の親の雇用安定や就職促進を図るために、主体的な能力開発の取組や、就職の際に有利かつ生活の安定に資する資格の取得に対し、給付金を支給する事業。自立支援教育訓練給付金事業と高等職業訓練促進給付金等事業がある。

施策3 障がいのある人への支援

障がいのある人が生きがいを持って社会参加できるように団体支援や講座開催による情報提供を実施します。また、関係団体への支援を通じて、障がいのある人が安心できる地域づくりを推進します。

番号	事業	事業概要	担当課
56	障がい者団体等への活動支援	障害者団体への活動支援	障害福祉課
57	障がい福祉サービス説明会や講座の開催①	活動場所の提供及び講座の実施	公民館
58	障がい福祉サービス説明会や講座の開催②	活動場所の提供及び講座の実施	公民館
59	障がい福祉サービス説明会や講座の開催③	市内障害福祉サービス（通所）説明会	障害福祉課
60	市内福祉施設関係職員を対象とした研修の実施	地域研修会	障害福祉課
61	関係団体への支援	障害者団体の補助金交付	障害福祉課
62	ユニバーサル・デザイン ²⁷ やバリアフリー ²⁸ によるまちづくりの推進	障害者のシンボルマークを配布	障害福祉課

²⁷ ユニバーサル・デザイン：年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方。

²⁸ バリアフリー：高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去する考え方。

施策4 外国人市民への支援

外国人市民が安心して生活できるような窓口相談や外国語による生活情報の充実を図ります。

番号	事業	事業概要	担当課
63	外国人市民への相談事業	外国人市民のための相談（ハローコーナー）の実施	市民協働推進課
64	「広報あげお」等による生活情報の提供	①Highlights（ハイツ）の「広報あげお」掲載 ②外国人市民向け生活オリエンテーション動画 ③HelloCornerNews（ハローコーナーニュース）の発行 ④LINE、Facebook、XのSNSにより発信	市民協働推進課
65	国際交流活動関係団体との協働	上尾市国際交流協会の活動支援	市民協働推進課

5 関係機関等と連携した支援機能の充実

困難な問題を抱える女性が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等と連携・協働して支援の充実を図ります。

番号	事業	事業概要	担当課
66	上尾市困難女性等対策庁内連絡会議による連携	困難女性等対策庁内連絡会議の開催	人権男女共同参画課
67	上尾市困難女性支援ネットワークによる連携	上尾市困難女性支援ネットワーク会議・講演会の実施	人権男女共同参画課

課題3 生涯を通じた心身の健康

誰もが心身ともに健やかに生涯を過ごせるよう、子どもから高齢期まで一人ひとりのライフステージ²⁹に応じた健康支援を進めます。また、男女それぞれの性を尊重した健康づくりを推進するとともに、妊娠・出産から子育て期を支える母子保健事業を充実させ、安心して健やかに暮らせる地域社会の実現をめざします。

施策1 男女の性を尊重する健康づくりの推進

性別によって異なる身体的性差と女性特有の健康問題、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等に関する正しい知識の定着を図るために周知啓発を進めます。また、発達段階に応じた適切な性教育を促進します。

番号	事業	事業概要	担当課
68	相談体制の充実	「男性のための電話相談」「にじいろ県民相談」（埼玉県LGBTQ県民相談）を案内	人権男女共同参画課
69	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルス／ライツ）の広報・啓発	講座・研修等実施時のアンケートにて周知	人権男女共同参画課
70	HIV／エイズなどの性感染症に対する正しい知識の啓発・健康教育の促進	教員の指導力の向上	学校保健課
71	不妊・不育治療等の経済的支援の推進	不妊検査費・不育症検査費助成事業	こども家庭保健課

施策2 母子保健事業の推進

妊娠・出産、育児期における女性の健康支援を推進します。

番号	事業	事業概要	担当課
72	妊娠期からの心身の健康支援	・母子健康手帳の交付 ・妊産婦健康診査費用の助成 ・妊婦教室（プレママ教室）、両親学級（パパママ教室）の実施 ・妊産婦・新生児訪問の実施	こども家庭保健課

²⁹ ライフステージ：人の一生を幼少期・少年期・青年期・壮年期・老年期などの成長過程や、就職・結婚・子育て・退職などの節目になる出来事に応じて区分した段階のこと。

施策3 ライフステージに応じた男女の健康支援の推進

生涯を通じて適切に健康管理を行えるように、心身の状態に応じて必要な健康支援を行います。

番号	事業	事業概要	担当課
73	出前講座・健康相談の実施①	出前講座・健康相談	健康増進課
74	出前講座・健康相談の実施②	出前講座・健康相談	健康増進課
75	各種検（健）診による健康管理	各種検（健）診	健康増進課
76	第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画による健康づくりの推進	健康づくり推進事業	健康増進課
77	スポーツ・レクリエーション事業の充実①	スポーツ・レクリエーション事業	スポーツ振興課
78	スポーツ・レクリエーション事業の充実②	スポーツ大会	スポーツ振興課
79	スポーツ・レクリエーション事業の充実③	スポーツ教室・講座・研修会	スポーツ振興課
80	スポーツ・レクリエーション事業の充実④	関連事業	スポーツ振興課
81	スポーツ等指導者の育成	研修等	スポーツ振興課

目標 3

ワーク・ライフ・バランスの実現と女性活躍の推進 【女性活躍推進計画】

目標値

推進目標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	出典
多様な働き方実践企業の 認定数	98	125	埼玉県多様な 働き方実践企 業一覧データ
企業人権研修会の実施	年 1 回	年 1 回実施を 維持	上尾市男女共 同参画年次報 告書

課題 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に受けて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。子育て支援や介護支援を充実させるとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発し、多様で柔軟な働き方の推進や男性の育児休業の取得促進等、働きやすい職場環境づくりを進め、男女ともにライフステージに応じて安心して暮らしと仕事を両立できる地域づくりを推進します。

施策 1 子育て支援の推進

多様なニーズに応じた保育サービスや教育の充実を図り、関係機関等との連携を図ることで仕事と子育ての両立を支援します。また、男性の子育て参画を促進するための講座等を開催します。

番号	事業	事業概要	担当課
82	待機児童の解消に向けた保育施設の整備	保育施設の整備	保育課
83	多様な保育サービスの充実	一時保育 ³⁰ 事業 休日保育 ³¹ 事業 病児・病後児保育 ³² 事業 こども誰でも通園制度事業	保育課

³⁰ 一時保育：保護者の仕事の都合で週 1 日から 3 日程度の保育が一定の期間継続して必要な場合や、入院、通院、災害、事故、出産などの事情で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所で日中、一時的に子を預かるサービス。

³¹ 休日保育：保護者が仕事などの理由で、休日の保育を必要としている子のためのサービス。

³² 病児・病後児保育：病気にかかっている、または病気の回復期にある子どもで、集団保育が困難な場合、かかりつけの医師の指示のもと、適切な処遇が確保される施設で、一人ひとりの体調に合わせて一時的に子を預かるサービス。

番号	事業	事業概要	担当課
84	ファミリー・サポート・センター ³³ の展開	ファミリー・サポート・センター事業	こども支援課
85	父親の育児教室	親子で参加できる講座の実施	公民館
86	子育て育児事業の充実 (男性の育児教室含む)	親子で参加できる講座の実施	人権男女共同参画課
87	育児相談事業の実施①	育児相談	保育課
88	育児相談事業の実施②	育児・発達相談事業	こども家庭保健課
89	育児相談事業の実施③	家庭児童相談員相談事業の実施	子育て支援センター
90	育児相談事業の実施④	子育てに関する相談	子育て支援センター
91	育児相談事業の実施⑤	発達の心配、育児の悩みについて、来所または電話で相談を受け、保護者が自信をもって育児ができるように支援する	こども発達センター
92	育児相談事業の実施⑥	家庭児童相談員相談事業の実施	こども家庭保健課
93	児童館事業の展開	こどもの城 ・ にこにこルーム ・ にこにこタッチ ・ にこにこアップ アッピーランド ・ よちよちひろば ・ のびのびひろば ・ にこにこひろば ・ わんぱくひろば	青少年課
94	学童保育の充実	放課後児童健全育成(学童保育)事業	青少年課

³³ ファミリー・サポート・センター：地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）がセンターを橋渡しに会員登録をし、提供会員が依頼会員に対してさまざまな育児の手助けを有償で行う会員組織。社会福祉協議会に事務局がある。

番号	事業	事業概要	担当課
95	男性が参加しやすい講座の開催	妊婦教室（プレママ教室）・両親学級（パパママ教室）の実施	こども家庭保健課
96	父親が参加しやすい講座の開催	男性向けの講座の実施	公民館

施策2 介護支援の推進

働きながら介護を行う人の負担軽減や介護離職の防止のために、介護を必要とする家族に対して両立支援を進めます。

番号	事業	事業概要	担当課
97	家族会への支援の充実①	家族会への支援の充実	高齢介護課
98	家族会への支援の充実②	家族会への支援の充実	障害福祉課
99	相談体制の充実①	地域包括支援センターによる総合相談事業	高齢介護課
100	相談体制の充実②	相談体制の充実	障害福祉課
101	家族介護教室等の開催	家族介護教室等の開催	高齢介護課
102	認知症サポーター ³⁴ の養成	認知症に関する正しい知識と理解を身に付ける講座の実施	高齢介護課
103	生活サポート事業の継続	生活サポート事業の継続	障害福祉課

³⁴ 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けすること。認知症サポーター養成講座の受講が必要。

施策3 働きやすい職場環境づくりの推進

市内事業所等に向けて、ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発や働きやすい職場環境づくりの情報提供や働きかけを行います。

番号	事業	事業概要	担当課
104	育児・介護休業等の取得促進①	パンフレットの配布等	商工課
105	育児・介護休業等の取得促進②	パンフレットの配布等	人権男女共同参画課
106	ワーク・ライフ・バランス等制度の普及・啓発①	パンフレットの配布等	商工課
107	ワーク・ライフ・バランス等制度の普及・啓発②	パンフレットの配布等	人権男女共同参画課
108	各種の啓発資料による啓発及び情報提供①	パンフレットの配布等	商工課
109	各種の啓発資料による啓発及び情報提供②	パンフレットの配布等	人権男女共同参画課

課題2 女性の活躍推進への支援

あらゆる分野で女性が自らの個性や能力を十分に発揮できる社会をめざし、働く場における男女共同参画を推進します。妊娠・出産、育児等のライフイベントに合わせて働きたい女性が希望する就業の継続や起業が実現できるよう支援するとともに、新たなチャレンジを後押しし、キャリア教育を通じて女性の活躍を支援します。

施策1 働く場における男女共同参画の推進

雇用における男女の均等な機会と待遇を確保できるよう、関係機関と連携していきます。

番号	事業	事業概要	担当課
110	男女雇用機会均等法の普及・啓発	「企業人権問題講演会」の実施	商工課
111	ポジティブ・アクション ³⁵ （積極的格差是正措置）の推進①	パンフレットの配布等	商工課
112	ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）の推進②	パンフレットの配布等	人権男女共同参画課

施策2 女性の就業継続・起業支援の推進

女性の就業継続、再就職、起業家育成に向けた情報提供や講座等の開催を推進します。

番号	事業	事業概要	担当課
113	就業継続、再就職のための情報提供・講座の開催①	女性向け就職セミナー「在宅ワーカー育成セミナーWEBセミナー」の実施	商工課
114	就業継続、再就職のための情報提供・講座の開催②	就業継続、再就職のための情報提供	人権男女共同参画課
115	企業における男女共同参画の啓発	「企業人権問題講演会」の実施	商工課
116	女性の起業家のための情報提供・講座の開催	「本気の創業準備セミナー」の実施	商工課

³⁵ ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）：一義的に定義することは困難だが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。

番号	事業	事業概要	担当課
117	農業に関わる女性団体への支援	農業女性連絡協議会運営事業費補助事業	農政課

施策3 女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進

従来、女性が少なかった分野へのチャレンジを支援するため、情報提供や講座を開催します。

番号	事業	事業概要	担当課
118	農業系・理工系分野に関する情報提供	STEM（科学・技術・工学・数学）教育講座の実施～発想・決める・伝える・未来を生き抜く力の鍛え方	人権男女共同参画課

目標 4

男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

目標値

推進目標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	出典
審議会等における女性委員の割合	31.8%	40%	上尾市男女共同参画年次報告書
消防団における女性の割合	6.3%	7.5%	上尾市男女共同参画年次報告書
市役所における男性職員の育児休業等取得率	70.3%	90%	上尾市所管データ

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

多様な声を反映した公正で持続可能な社会づくりのために、政策・方針決定の場における女性の参画を進めます。男女のバランスに配慮しながら審議会等の意思決定過程の場へ女性の登用を促進するとともに、女性の人材育成や地域の活動を支援し、市政への積極的な参加を後押しします。

施策1 審議会等への女性の登用促進

各種審議会等への女性委員の登用を働きかけ、意思決定過程の場への女性の参画環境、意識づくりを推進します。

番号	事業	事業概要	担当課
119	審議会等における男女委員構成比率の均衡の推進	審議会等における男女委員構成比の均衡化	人権男女共同参画課
120	審議会等への女性の登用調査の実施	審議会等への女性登用調査の実施	人権男女共同参画課

施策2 女性のリーダーの育成・支援の推進

各種助成団体への支援を通じて女性の人材育成を推進します。

番号	事業	事業概要	担当課
121	女性団体の活動支援	男女共同参画推進者制度の活用	人権男女共同参画課

施策3 女性による市政への参加の促進

女性を含め広く市民の姿勢への関心を高めるため、広聴活動の充実を図ります。

番号	事業	事業概要	担当課
122	行政が行う広聴活動への女性の参加促進	「市政相談委員」への女性の登用	広報広聴課

課題2 地域社会における男女共同参画の推進

地域活動は女性が活動の主体的な役割を担うことが多い一方で、意思決定の場では男性が中心となる傾向があります。こうした状況を見直し、男女が対等に地域活動に参画し、それぞれの力を生かして活力ある地域社会をつくっていけるよう取組を進めます。

施策1 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動へ男性の参画を促すとともに、意思決定過程の場への女性登用を促進し、男女が対等に責任を分かち合い、能力を発揮できる環境づくりを進めます。

番号	事業	事業概要	担当課
123	地域社会や地域活動への男性の参画の推進	出張講座を土曜日に開催	子育て支援センター
124	地域社会における政策方針決定過程への女性の参画の推進	自治統括員の委嘱	市民協働推進課
125	自主防犯組織への女性の参画の推進	自主防犯組織への女性の参画	交通防犯課
126	ボランティアの育成及び活動支援	多文化共生ボランティア講習会を開催し、災害時の外国人支援についての講習会、多言語支援センターの運営訓練を実施	市民協働推進課
127	市民活動団体との連携の検討①	市民活動団体と協働のまちづくり推進事業を実施	市民活動支援センター
128	市民活動団体との連携の検討②	男女共同参画推進者制度	人権男女共同参画課

課題3 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

近年頻発する自然災害に備え、男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興体制の整備が重要です。災害時には、女性や子ども、高齢者、障がいのある人など、多様な立場に応じた支援が必要となります。男女共同参画の視点を踏まえ、避難所の運営や復興の取組、それらの方針決定の場に女性をはじめとする多様な地域住民が参画し、リーダーシップを発揮できる体制を整えることで、より安全で安心な地域づくりを進めます。

施策1 防災の分野における男女共同参画の推進

防災・復興の方針決定の場や避難所の運営に性別にとらわれない多様な視点を取り入れます。

番号	事業	事業概要	担当課
129	女性の防災士資格取得の推進	自主防災会への勧奨	危機管理防災課
130	男女共同参画の視点でとらえた防災意識の啓発	人権問題職員研修の実施	人権男女共同参画課
131	男女共同参画の視点に立った地域防災計画・各種マニュアルの整備	地域防災計画・各種マニュアルなどの見直し	危機管理防災課
132	消防団への女性の参画の推進	団員募集の広報活動	消防総務課

課題4 庁内における男女共同参画の推進体制の整備

市役所が率先して男女共同参画を推進し、性別にかかわらず職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる環境を整えます。組織内での推進体制を強化・充実させ、研修や啓発活動を通じて男女共同参画の視点を庁内全体に浸透させることで、政策・業務のあらゆる場面に多様な意見を反映させ、地域における取組の模範となる庁内体制を築きます。

施策1 庁内の男女共同参画の推進

男女共同参画の視점에立った組織体制の構築、職員の育成を図るとともに、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めます。

番号	事業	事業概要	担当課
133	女性職員の管理職や指導的役割への登用	女性管理職の登用	職員課
134	職域を区別することなく、能力ある人材の育成	人事評価の実施	職員課
135	男女共同参画等の研修の実施	男女共同参画に関する職員研修の実施	職員課
136	ハラスメント防止研修の実施	セクシュアル・ハラスメントに関する職員研修の実施	職員課
137	男性職員の育児休業等の取得推進	男性職員の育児休業の周知と取得	職員課
138	ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスデーの実施	職員課

施策2 男女共同参画推進体制の充実

全庁的に男女共同参画推進体制の充実を図ります。

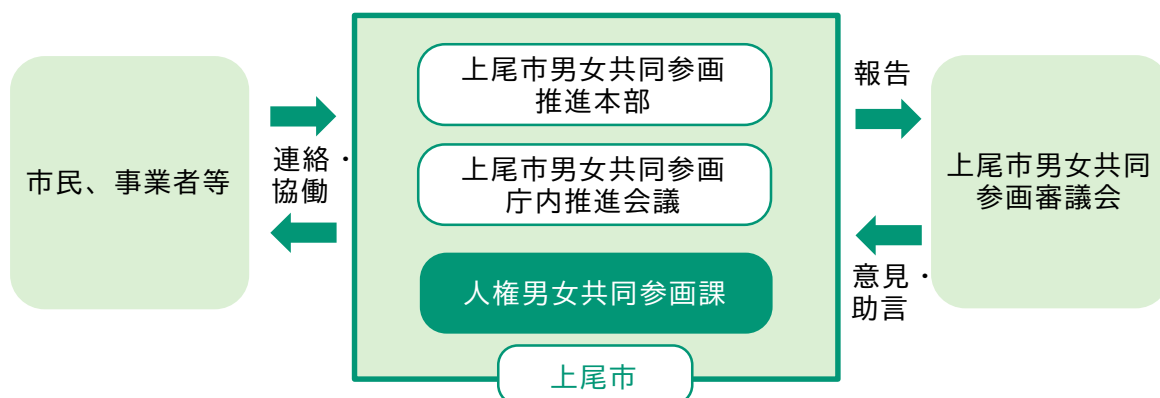
番号	事業	事業概要	担当課
139	上尾市男女共同参画庁内推進委員による計画的な啓発体制の維持	男女共同参画庁内推進会議の開催	人権男女共同参画課

第 5 章

計画の推進体制

1 推進体制

- 上尾市男女共同参画推進本部、上尾市男女共同参画庁内推進会議等で全庁的に取り組んでいきます。
- 上尾市男女共同参画審議会の意見を伺います。
- 市民、事業者等と協働して取り組み、計画的に進めていきます。
- 国、県、他の市町村等との連携を図っていきます。
- 数値目標を設定します。また、社会状況や今後の見通し等を勘案した適切な数値設定や見直しを行います。



2 進行管理

計画の着実な進行を管理するために、進捗状況を毎年調査して把握するとともに、庁内関係部署や男女共同参画審議会にて点検・評価し進行管理を行うことで、改善策の検討や課題解決を図ります。

また、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返すことで計画の実効性を高めながら、施策を展開していきます。

